

松江家庭裁判所委員会（第31回）議事概要

第1 日時

平成27年11月19日（木）午後1時30分～午後4時00分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員長） 稲葉重子

（委員） 大國羊一， 太田敦久， 木村悦子， 杉山順一， 園山信夫
高浜澄子， 西村昌志， 藤尾智敬， 古川英一（五十音順敬称略）

（説明者） 宮崎首席家庭裁判所調査官， 山本首席書記官

（事務担当者） 飯富事務局長， 田部事務局次長

（庶務） 草野総務課長， 結城総務課課長補佐

第4 テーマ

松江家庭裁判所の概要等について

第5 議事

1 委員長挨拶・委員自己紹介

2 運営に関する事項の確認

（1） 本委員会は，委員長が招集し，年2～3回開催する。

（2） 本委員会は，司法記者クラブ加盟社の取材を除いて公開しない。

（3） 本委員会の議事録は，各委員の発言内容を要約して議事概要を作成し，裁判所ウェブサイトに掲載する。

なお，各委員のプライバシーに配慮して，議事録においては発言者の仮名処理をする。

（4） 本委員会の委員名簿を裁判所ウェブサイトに掲載する。

3 DVD「そこが知りたい！裁判所」視聴

4 松江家裁の概要説明等

（1） 松江家庭裁判所の概要について（草野総務課長）

（2） 松江家庭裁判所で取り扱う事件について（山本首席書記官）

（3） 家庭裁判所調査官について（宮崎首席家庭裁判所調査官）

5 庁舎見学

法廷，調停室等の見学

6 意見交換等

別紙のとおり

7 次回委員会のテーマ

少年事件における教育的措置について

8 次回開催日時

平成28年2月29日（月）午後1時30分

(別紙)

A委員

松江の庁舎は、全国の裁判所庁舎の中で最も新しいのですか。

説明者

今年2月に執務を開始した時点では、全国の本庁の中では最も新しい庁舎です。

B委員

子供連れで裁判所に来なければならない場合、どうされるのですか。

説明者

庁舎内には授乳室があり、また待合室にはベビーベッドも用意しています。託児室はありませんので、赤ちゃんくらいであれば一緒に調停室に入ってくださいこともできますが、話している内容を理解できるくらいの年齢の子供さんを連れてこられるときは、どなたか面倒を見てもらえる方に同伴していただけるようにお願いするなどしています。

A委員

調停委員はどう選ばれるのですか。

説明者

良識ある民間の方から選ばれます。

C委員

調停の申立人と相手方が会いたくないという場合、どのような対応をするのですか。

説明者

別々の部屋でお話を伺うなど、顔を会わせないような配慮をいたします。

D委員

申立人と相手方が隣どうしに座るのですか。

説明者

調査官が申立人と相手方の間に座ることもあります。

B委員

建材のにおいが気になります。シックハウスの方もおられるので、換気

をしっかりとする必要があります。

E委員

持ち物等のセキュリティチェックは必要だと思います。

A委員

家事審判事件及び家事調停事件数が今後増加する見込みであるとの説明がありましたが、どのようなことが要因と考えられますか。

説明者

家事審判事件については成年後見事件が増えており、それに伴って後見監督事件や後見人報酬付与申立事件も増加するので、それが要因の一つと考えられます。家事調停事件については家事事件手続法という当事者の手続保障を強化した新しい法律が施行されたことから、調停を申し立てる方が増えたのではないかと考えています。

A委員

少年事件が減少傾向にあるとのことですが、その要因は。

説明者

少子化の影響が大きいと考えます。なお、一度非行を犯した少年が再び非行を犯す、いわゆる再非行率は下がっていないので、その点は家裁の少年分野でのテーマと考えています。

B委員

少年審判事件において、付添人は必ず選任されるのですか。

説明者

少年法上国選付添人を選任しなければならない事件は、検察官関与の決定が出るなど限られた場合になります。なお、松江では国選付添人を選任した事件はあまりありません。

B委員

少年事件で検察官に逆送される事件はどれくらいありますか。

説明者

逆送事件には、家庭裁判所に送致された時点で少年が20歳に近いことから少年審判手続を行う期間が確保できないために逆送する場合と、重大な事件であり刑事裁判手続を行う必要があるために逆送する場合との2種類ありますが、松江においては前者のケースがほとんどです。

C委員

障害者の方に対するサポートとして、どのようなものがありますか。

説明者

当事者の方が障害者であるという情報に事前に接していれば、その障害の内容に対応した準備をすることができますが、当日初めて障害者であることが分かったときでも、職員が手助けするなどして、できる限りの対応をいたします。

以 上